

V 大学設置基準等の改正に係る申請案件の留意事項

1 工学に関する学部における学科に代えて課程等を設置する場合（大学設置基準第 49 条の 2）

大学設置基準第 49 条の 2 に定められる「工学に関する学部の教育課程の編成」を検討している申請者は、制度定着までの当面の間、49 条の 2～49 条の 4 等に定められる「工学に関する学部の教育課程等に関する特例」への対応等から、申請書の作成前に大学設置室へ御相談いただくようお願いしております。そのため、認可申請又は届出に当たっては、これらの時間的猶予を十分考慮した上で御相談いただきますよう、お願いします。

なお、御相談に当たっては、構想の概要及び具体的な相談事項等を明確にした上で、御相談ください。

設置に当たり、学位の種類及び分野の変更を伴う場合には認可申請が、変更を伴わない場合には届出がそれぞれ必要となります。届出による設置を行う場合、届出前に届出の要件を満たしているか、上記の大学設置室への相談とは別に、事前に大学設置分科会運営委員会の事前相談に諮っていただくようお願いいたします。WEB相談等の機会を利用する場合は、効率性の観点から、必ず「大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令等の施行について（通知）（30 文科高第 287 号平成 30 年 7 月 5 日）」（以下、「施行通知」と言う。）を御準備の上で御相談ください。

また、申請・届出を検討している者は、事前相談やWEB相談の前に、施行通知を熟読の上、予め構想を検討しておいてください。

以下は、工学に関する学部において学科に代えて課程等を設置する場合における、主な注意点を記載しております。

【書類作成上の注意点】

はじめに

大学設置基準第 49 条の 2 に定められる工学に関する学部の教育課程の編成は、複数の工学の専攻分野を横断した教育課程の実施に向けた工学部等における柔軟な教育体制の構築や、学部と大学院の連続性に配慮した教育課程における、工学以外の専攻分野の内容や、企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育の実施を促進するものです。ついては、各種申請書類において、既存の工学部の教育組織・教育課程との違いを明確に記載し、課程制とする意義の十分な説明が必要となります。

提出する書類の記載方法は所定様式の記載例にならいつつ、工学に関する学部の教育課程の編成において記載方法が異なる点を以下に記載します。

<<基本計画書（別記様式第 2 号（その 1 の 1）>>

（１）「計画の区分」の欄について

- ① 工学に関する学部において学科に代えて課程を設置する場合、又は工学に関する研究科において研究科以外の基本組織（以下、本項において「研究科以外の組織」という。）を設置する場合

は、計画の区分欄に当該組織の設置内容とあわせて「（工学に関する学部教育課程）」と記載するとともに、「新設学部等の概要」の備考欄にも「課程を設ける工学に関する学部等」を明記してください。

（２）「新設学部等の概要」の欄について

- ① 工学に関する学部において学科に代えて課程を設置する場合、工学に関する学部におかれる全ての課程・学科を記載してください。
- ② 備考欄には「【大学設置基準第 49 条の 4 に定める専攻分野】」と記載したうえで、課程・学科ごとに教育する専攻分野を全て記載してください。

（３）「教員組織の概要」の欄について

- ①「新設分」の基幹教員の欄には、課程の場合は、基幹教員の欄は「－」と記載してください。同一学部内に課程と学科を共存させる場合は、学科には基幹教員の欄は配置する基幹教員数を記載してください。
- ②「新設分」の計の欄には、学部全体の基幹教員数を記載してください。
- ③「既設分」には、工学に関する学部におかれる組織を全て記載してください。

<<設置の前後における学位等及び基幹教員の所属の状況>>

届出による設置の場合のみ作成。本書 p.88 の記載に準じてください。

<<基礎となる学部等の改変状況>>

届出による設置の場合のみ作成。本書 p.89 の記載に準じてください。

<<教育課程等の概要>>

本書 p.91 の記載に準じてください。

- ① 学科に代えて新たに課程を設置する場合には、課程ごとの「教育課程等の概要」を作成してください。また、既設の工学系の学部を改組して課程を設置する場合には、当該既設の工学部の学科ごとの「教育課程等の概要」も作成して提出して下さい。
- ② 学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する場合、大学設置基準第 49 条の 3 第 1 項に規定する、工学に関する学部以外の学部における基幹教員が担当する科目は「他」を、企業等との連携による授業科目は「実」を「備考欄」に記入して下さい。
- ③ 「学位又は学科の分野」欄には、学位の分野に加えて、大学設置基準第 49 条の 4 第 1 号第 1 項及び第 2 項に規定する当該学部の有する専攻分野を全て記載して下さい。なお、この欄に記載された専攻分野は基本計画書の備考欄に記載する専攻分野と一致させてください。なお、課程内におかれる専攻分野数（分野の名称数）に応じて、学部としての必要基幹教員数は変動するので専攻分野の数や名称は組織の検討時に十分注意してください。

<授業科目の概要>>

本書 p.98 の記載に準じてください。

学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する際、工学以外の専攻分野の授業を開設し、学内の工学以外の学部・研究科等の教員または企業等との連携による授業科目を開設する場合は、当該科目の「備考」欄に「企業等との連携による授業科目」と記入して下さい。

<<シラバス（授業計画）の概要>>

本書 p.99 の記載に準じてください。

<<校地校舎等の図面>>

本書 p.109 の記載に準じてください。

<<学則>>

本書 p.110 の記載に準じてください。

<<教授会規程>>

本書 p.110 の記載に準じてください。

<<意思の決定を証する書類>>

本書 p.111 の記載に準じてください。

<<設置の趣旨等を記載した書類>>

本書 p.112 の記載に準じつつ、作成時には施行通知の内容も踏まえ、以下の点を記載してください。

- ① 教育課程が従来の工学部で行われている学科教育と異なり、複数の工学の専攻分野を横断した教育課程の実施に向けた工学部等における学科・専攻の縦割りを見直し、課程制として幅広い工学に関する教育課程であること。
- ② 学部と大学院の連続性に配慮した教育課程における、工学以外の専攻分野の内容や、企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育の実施が検討されていること。
- ③ 連続課程を設置する場合、工学以外の専攻分野の授業を開設するに当たり、学内の工学以外の学部・研究科等の教員を配置する際には、教育の質保証の観点から、当該工学以外の学部・研究科の教員のエフォート管理について説明するとともに、必要に応じて関連する学内規程を添付すること。
- ④ 当該教員の担当する授業科目及び担当単位数の一覧（工学以外の学部・研究科における授業科目及び担当単位数を含む）を添付すること。
- ⑤ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが、一貫した理念のもとに定められていること。

<<学生の確保の見通し等を記載した書類>>

本書 p.144 の記載に準じてください。

<<教員名簿[学長又は校長の氏名等]>>

本書 p.155 の記載に準じてください。

<<学長の教員個人調書>>

本書 p.173 の記載に準じてください。

<<教員名簿[教員の氏名等]>>

本書 p.158 の記載に準じてください。

- ① 学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する際、工学以外の専攻分野の授業を開設し、学内の工学以外の学部・研究科等の教員または企業等との連携による授業科目を開設する場合は、科目名称の末尾に【企業連携】と記載し、別紙の一覧にて「5年以上の実務経験を有すること」を記載してください。また、実務家教員（みなし基幹教員を含む）については、「教員区分」欄に下記のとおり記載してください。

【「教員区分」欄の記入方法】

	教員の区分	区分記号
①	工学以外の専攻分野の教員	他
②	「大学設置基準」第42条の3第1項、「専門職大学設置基準」第35条第1項、「短期大学設置基準」第35条の8第1項、「専門職短期大学設置基準」第32条第1項、「大学設置基準別表第1イ備考第10号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項又は「大学設置基準別表第一イ(1)備考第11号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件」（令和5年文部科学省告示第49号）第1項に規定する基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当する者。	実基（主専）
③	「大学設置基準」第42条の3第1項、「専門職大学設置基準」第35条第1項、「短期大学設置基準」第35条の8第1項、「専門職短期大学設置基準」第32条第1項、「大学設置基準別表第1イ備考第10号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項又は「大学設置基準別表第一イ(1)備考第11号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件」（令和5年文部科学省告示第49号）第1項に規定する基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者。	実基（専）
④	「大学設置基準」第42条の3第1項、「専門職大学設置基準」第35条第1項、「短期大学設置基準」第35条の8第1項、「専門職短期大学設置基準」第32条第1項、「大学設置基準別表第1イ備考第10号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項又は「大学設置基準別表第一イ(1)備考第11号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件」（令和5年文部科学省告示第49号）第1項に規定する基幹教員のうち、「大学設置基準」別表第1イ備考第2号、「専門職大学設置基準」別表第1イ備考第2号、「短期大学設置基準」別表第1イ備考第2号、「専門職短期大学設置基準」別表第1イ備考第2号の規定に基づき、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担	実基（専他）

	当する者（②又は③に該当する者を除く。）。 ※ 他学部等の教育研究に専ら従事し、当該学部等で年間 8 単位以上の授業科目を担当する者であって、当該学部の基幹教員として算定する者を想定。	
⑤	「大学設置基準」第 42 条の 3 第 1 項、「専門職大学設置基準」第 35 条第 1 項、「短期大学設置基準」第 35 条の 8 第 1 項、「専門職短期大学設置基準」第 32 条第 1 項、「大学設置基準別表第 1 イ備考第 10 号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について定める件」（平成 16 年文部科学省告示第 175 号）第 1 項又は「大学設置基準別表第一イ(1)備考第 11 号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件」（令和 5 年文部科学省告示第 49 号）第 1 項に規定する基幹教員のうち、「大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「専門職大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「短期大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「専門職短期大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号の規定に基づき、専ら当該大学の教育研究に従事する<u>以外の者</u>又は当該大学内の複数の学部等の教育研究に従事する者であって、当該学部等で年間 8 単位以上の授業科目を担当する者（②、③又は④に該当する者を除く。）。 ※ 当該大学等以外に専ら従事する者又は当該大学等内の複数の学部等で基幹教員として算定する者を想定。	実基（他）
⑥	「大学設置基準」第 42 条の 3 第 3 項、「専門職大学設置基準」第 35 条第 3 項、「短期大学設置基準」第 35 条の 8 第 3 項、「専門職短期大学設置基準」第 32 条第 3 項又は大学設置基準別表第 1 イ備考第 10 号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について定める件」第 2 項の規定により基幹教員とみなす者のうち、「大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「専門職大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「短期大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「専門職短期大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号の規定に基づき、専ら当該大学の教育研究に従事する者。 ※ 他学部等の教育研究に専ら従事し、当該学部等で年間 8 単位以上の授業科目を担当する者であって、当該学部の基幹教員として算定する者を想定。	実み基（専他）
⑦	「大学設置基準」第 42 条の 3 第 3 項、「専門職大学設置基準」第 35 条第 3 項、「短期大学設置基準」第 35 条の 8 第 3 項、「専門職短期大学設置基準」第 32 条第 3 項又は大学設置基準別表第 1 イ備考第 10 号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について定める件」第 2 項の規定により基幹教員とみなす者のうち、「大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「専門職大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「短期大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号、「専門職短期大学設置基準」別表第 1 イ備考第 2 号の規定に基づき、専ら当該大学の教育研究に従事する以外の者又は当該大学内の複数の学部等の教育研究に従事する者。 ※ 1 当該大学等以外に専ら従事する者又は当該大学等内の複数の学部等で基幹教員として算定する者を想定。 ※ 2 高等専門学校の場合のみ、一般科目を担当する基幹教員は「実み基一（他）」、専門科目を担当する基幹教員は「基み基専（他）」と記載すること。	実み基（他）

② 工学の課程制は学部全体で基幹教員を管理するため、学部に所属する基幹教員を全て記載した教員の氏名等（別記様式第3号（その2の1））を作成してください。また学部の中に学科と課程制が混在する場合、学部としての教員の氏名等の作成だけでなく、学科に所属する基幹教員を確認するため、学科単独でも教員の氏名等（別記様式第3号その2の1）を、作成してください。

③ 工学の課程制において、学部におかれる専攻分野の教育ができる教員体制が整っていることを確認するため、専攻分野の教育を主に担当する基幹教員の一覧も作成してください。

<<基幹教員の年齢構成・学位保有状況>>

本書 p. 168 の記載に準じてください。

<<基幹教員の教員個人調書>>

本書 p. 173 の記載に準じてください。

※ 本手引において用いる「実務家教員」は、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年6月28日文部科学省令第6号）」第2条1項第1号に定める「実務の経験を有する教員」とは定義が異なりますので御留意ください。

1学部1課程1専攻の場合
※複数の専攻分野を統合して1専攻とする場合

235

校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計				
			105,000㎡ (105,000㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		32 室		教 員 研 究 室		48 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕点		機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 学術雑誌 1,200冊 〔200冊〕
	学部等連係課程組織 土木建築統計管理課程		30,000 〔2,000〕 (25,000 〔1,500〕)		8,000 〔600〕 6,000 〔400〕		2,000 〔300〕 (1,500 〔250〕)		500 〔50〕 (300 〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)	
	計		30,000 〔2,000〕 (25,000 〔1,500〕)		8,000 〔600〕 6,000 〔400〕		2,000 〔300〕 (1,500 〔250〕)		500 〔50〕 (300 〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)	
スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			大学全体	
			2,500㎡			320㎡			120㎡				
経費の 見及び 維持 方法の 概要	経費の 見及び 維持 方法の 概要	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	届出学科全体			
		教員 1 人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－ 千円	－ 千円				
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－ 千円	－ 千円				
		図 書 購 入 費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－ 千円	－ 千円				
		設 備 購 入 費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－ 千円	－ 千円				
	学生 1 人当り 納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次					
			1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－ 千円	－ 千円					
	学生納付金以外の維持方法の概要			資産運用収入，雑収入 等									
既設 大学等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学										東京都千代田区霞が 関3丁目2番2号
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地			
	工学部		年	人	年次 人	人		倍					
	高分子化学科		4	70	－	280	学士（工学）	1.01	平成5年度				
	合成・生物化学科		4	40	－	160	学士（工学）	0.99	平成5年度				
	化学工学科		4	50	－	200	学士（工学）	0.98	平成5年度				
附属施設の概要			該当なし										

1学部1課程7専攻の場合
※既存7学科を1課程にする場合

1学部1課程7専攻の場合
※既存7学科を1課程にする場合

1学部1課程7専攻の場合
※既存7学科を1課程にする場合

既	工学部 機械工学科					5 (6)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	11 (11)	2 (2)	4 (4)	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)									
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	3 (3)									
	小計（a～b）	5 (6)	3 (2)	1 (1)	1 (1)	5 (0)									
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)									
	計（a～d）	5 (6)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	11 (11)									
	電気電子工学科					8 (7)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	14 (13)	4 (4)	5 (5)	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (4)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	8 (6)									
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	2 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (4)									
	小計（a～b）	7 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	11 (10)									
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)									
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)									
	計（a～d）	8 (7)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	14 (13)									
	応用化学科					5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	10 (10)	3 (3)	5 (5)	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (4)									
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (4)									
	小計（a～b）	5 (5)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	8 (8)									
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)									
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)									
計（a～d）	5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	10 (10)										
土木建築工学科					5 (5)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	9 (9)	2 (2)	3 (3)	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人			
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)										
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (4)										
小計（a～b）	5 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	7 (7)										
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)										
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
計（a～d）	5 (5)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	9 (9)										
材料工科					6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	3 (3)	6 (6)	大学設置基準別表第一-I に定める基幹教員数の四 分の三の数 6人			
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)										
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (3)										
設															

分	小計（a～b）					5 (5)	2 (3)	1 (1)	0 (0)	8 (9)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a 又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、 b 又はcに該当する者を除く）					1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)			
	計（a～d）					6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)			
	経営工学科					5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	10 (10)	3 (3)	5 (5)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					4 (4)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (5)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a に該当する者を除く）					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (4)			
	小計（a～b）					5 (5)	3 (2)	1 (1)	1 (1)	10 (9)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a 又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、 b 又はcに該当する者を除く）					0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			
	計（a～d）					5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	10 (10)			
	生物工学科					5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	10 (10)	3 (3)	5 (5)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					4 (4)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (5)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a に該当する者を除く）					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (4)			
	小計（a～b）					5 (5)	3 (2)	1 (1)	1 (1)	10 (9)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a 又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、 b 又はcに該当する者を除く）					0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			
	計（a～d）					5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	10 (10)			
	計					39 (39)	20 (19)	9 (9)	6 (6)	74 (73)	20 (20)	33 (33)	
	合 計					39 (39)	20 (19)	9 (9)	6 (6)	74 (73)	20 (20)	33 (33)	
	職 種					専 属				その他		計	
	事 務 職 員					25 (23)				10 (9)		35 (32)	
	技 術 職 員					2 (2)				0 (0)		2 (2)	
	図 書 館 職 員					1 (1)				2 (2)		3 (3)	
	そ の 他 の 職 員					1 (1)				0 (0)		1 (1)	
	指 導 補 助 者					5 (3)				0 (0)		5 (3)	
	計					34 (30)				12 (11)		46 (41)	
	校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用			計		借用面積： 15,000㎡ 借用期間：25年
		校 舎 敷 地		135,000㎡		0㎡		0㎡			135,000㎡		
		そ の 他		25,000㎡		0㎡		0㎡			25,000㎡		
		合 計		160,000㎡		0㎡		0㎡			160,000㎡		
	校 舎			専 用		共 用		共用する他の学校等の専用			計		
				105,000㎡ (105,000㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)			0㎡ (0㎡)		
	教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		32 室		教 員 研 究 室			48 室		

図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 学術雑誌 1,200冊 〔200冊〕	
	学部等連係課程組織 土木建築統計管理課程		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔600〕 6,000〔400〕		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)		
	計		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔600〕 6,000〔400〕		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)		
	スポーツ施設等		スポーツ施設 2,500㎡			講堂 320㎡			厚生補導施設 120㎡			大学全体		
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	届出学科全体				
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－ 千円	－ 千円					
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－ 千円	－ 千円					
		図 書 購 入 費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－ 千円	－ 千円					
		設 備 購 入 費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－ 千円	－ 千円					
	学生1人当り 納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次					
				1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－ 千円	－ 千円					
	学生納付金以外の維持方法の概要			資産運用収入，雑収入 等										
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学											
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地				
			年	人	年次 人	人		倍		東京都千代田区霞が 関3丁目2番2号				
	工学部						1.00							
	機械工学科		4	40	－	160	学士（工学）	0.99	平成5年度					
	電気電子工学科		4	40	－	160	学士（工学）	0.98	平成5年度					
	応用化学科		4	40	－	160	学士（工学）	1.02	平成5年度					
	土木建築工学科		4	40	－	160	学士（工学）	1.00	平成5年度					
	材料工学科		4	40	－	160	学士（工学）	1.01	平成5年度					
	経営工学科		4	40	－	160	学士（工学）	0.99	平成5年度					
生物工学科		4	40	－	160	学士（工学）	1.02	平成5年度						
附属施設の概要			該当なし											

分	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
	計（a～d）		5 (5)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	9 (9)						
	計		24 (24)	11 (10)	6 (6)	3 (3)	44 (43)			11 (11)	18 (18)		
	合 計		24 (24)	11 (10)	6 (6)	3 (3)	44 (43)			11 (11)	18 (18)		
職 種			専 属			その他			計		借用面積： 15,000㎡ 借用期間：25年		
事 務 職 員			25 (23)			10 (9)			35 (32)				
技 術 職 員			2 (2)			0 (0)			2 (2)				
図 書 館 職 員			1 (1)			2 (2)			3 (3)				
そ の 他 の 職 員			1 (1)			0 (0)			1 (1)				
指 導 補 助 者			5 (3)			0 (0)			5 (3)				
計			34 (30)			12 (11)			46 (41)				
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		借用面積： 15,000㎡ 借用期間：25年		
	校 舎 敷 地		135,000㎡		0㎡		0㎡		135,000㎡				
	そ の 他		25,000㎡		0㎡		0㎡		25,000㎡				
	合 計		160,000㎡		0㎡		0㎡		160,000㎡				
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計				
			105,000㎡ (105,000㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		32 室		教 員 研 究 室		48 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 学術雑誌 1,200冊 〔200冊〕		
	学部等連係課程組織 土木建築統計管理課程		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔600〕 6,000〔400〕		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)			9,000 (8,000)	50 (50)
	計		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔600〕 6,000〔400〕		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)			9,000 (8,000)	50 (50)
	スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂		厚生補導施設		大学全体				
		2,500㎡		320㎡		120㎡							
経費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	届出学科全体			
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－ 千円	－ 千円				
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－ 千円	－ 千円				
		図 書 購 入 費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－ 千円	－ 千円				
		設 備 購 入 費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－ 千円	－ 千円				
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次					
			1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－ 千円	－ 千円					
学生納付金以外の維持方法の概要			資産運用収入、雑収入 等										
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学										
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地			
			年	人	年次 人	人		倍					
	工学部							1.01		東京都千代田区霞が 関3丁目2番2号			
	機械工学科		4	70	－	280	学士（工学）	0.99	平成5年度				
	電気電子工学科		4	40	－	160	学士（工学）	0.98	平成5年度				
情報工学科		4	50	－	200	学士（工学）	1.05	平成5年度					
材料工学科		4	80	－	320	学士（工学）	1.02	平成5年度					
附属施設の概要			該当なし										

<作成例>

丸乃山キャンパス

別記様式第2号（その2の1）

（用紙 日本産業規格A4縦型）

教 育 課 程 等 の 概 要																
(工学部〇〇課程) (工学に関する学部教育課程)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
専門基礎科目	●●●●●	1前	○	2			○			1	1					共同
	○○○○○○○	1前	○	2			○			2						
	◇◇◇◇◇	1・2後			2		○									隔年
	△△△△△	1・2前			2		○				1					
	△△△△△	1後～2前			2		○				1					
	△△△△△	3前			2		○		1							
	×××××	2前			2		○									
	\$ \$ \$ \$	2前			2		○									
	% % % %	2前			2		○									オムニバス・共同 (一部)
	# # # #	1・2後			2		○				1					
	* * * *	1・2後			2		○				1					
	◎◎◎◎	2・3後			2		○									
	△△△△	1・2前	○		2		○									集中
	○○○○○	1・2後			2		○				1					
	○○○○○	1・2前	○		2		○									
	△▼△▼	1・2後			2		○			1	1		1			
	××××	1・2前	○		2		○			1						
	××××	2・3後			2		○			2						
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	2後	○		2											
小計 (19科目)	—	—		10	28	0				0	0					—
専門応用科目	○○○○○○○	3後		2			○									
	■ ■ ■ ■ ■	2・3後	○		2		○									
	○○○○○	2・3前			2		○			1						メディア
	◇◇◇◇◇	2・3前			2		○									メディア
	◇◇◇◇◇	3・4前			2		○									メディア
	▼▼▼▼▼	3・4前	○		2		○			1						オムニバス・実・他
	□□□□□	3後			2		○									
	\$ \$ \$ \$	3後			2		○									
	▽▽▽▽▽	4後	○		2		○									他
	# # # # #	4後	○		2		○									
○○○○○	4後	○		2		○										
×××××	4後	○		2		○										
□□□□□□□	4後	○		2		○										
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	4後	○		2		○										
◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	4後	○		2		○										
小計 (15科目)	—	—		6	24	0				9	4	1	1	0	0	—
総合演習	3通	○		4				○		9	2					
卒業論文	4通	○		4				○		9	2					
小計 (2科目)	—	—		8	0	0				9	4	0	0	0	0	—
合計 (36科目)	—	—		○○	○○	○○				10	6	2	2	0	0	—
学位又は称号	学士 (工学)			学位又は学科の分野					工学関係 (機械工学専攻分野、電気電子工学専攻分野、応用化学専攻分野、材料工学専攻分野)							
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等							
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：44単位 (年間))									1学年の学期区分				2学期			
									1学期の授業期間				15週			
									1時限の授業の標準時間				90分			

<作成例>

別記様式第3号（その2の1）

（用紙 日本産業規格A4横型）

教 員 の 氏 名 等																		
(工学部〇〇課程) (工学に関する学部教育課程)																		
調査 番号	教 員 区 分	職 位	氏名 フリガナ <就任(予定)年月>	年 齢	保有 学位等	月 額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	主要授 業科目	配当 年次	担 当 単位数	年 間 開講数	現 職 (就任年月)	教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況				申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数	申請に係る学部等以外 の組織（他の大学等に 置かれる学部等を含 む）での基幹教員とし ての勤務状況
													教授会	教務委員会	その他	「その他」の場合、会議等の名称		
1	基(主 専)	教授 (学部長)	フリカナ 守谷 〇〇 <平成〇年4月>	62	工学博士	666	△△△△△	〇 〇 〇	1・2前 3通 3後	4 6 2	2 3 1	霞ヶ関大学 工学部 教授 (昭60.4)	○				5日	
2	基(主 専)	教授	フリカナ Arnold Eckhard <平成〇年4月>	60	Ph. D. in Engineeri ng (英)	40	◆◆◆◆ ×◎×◎×◎	〇 〇	2前 3通	2 4	1 1	霞が関大学 工学部 講師 (平15.9)	○	○			5日	
3	基 (専)	教授	フリカナ 江本 〇〇 <平成〇年4月>	72 (高)			▲▲▲▲▲	〇	2通 1・2後 2・3前 2通			元 株式会社〇〇取締役 (平16.3まで)	○				5日	
4	基 (他)	准教授	フリカナ 吉田 〇〇 <平成〇年4月>				▼▼▼▼▼ ◆◆◆◆◆	〇 〇	1前 2前	2 2	1 1	株式会社◇◇代表取締役 (平2.5) 株式会社◇◇代表取締役 (平2.5)	○	○			4日 1日	
5	基(主 専)	講師	フリカナ 首藤(鵜飼) 〇〇 <平成〇年4月>	47	修士※ (工学)	50	◇◇◇◇◇ ●◎●◎●◎	○	1後 3前	2 2	1 1	丸の内大学 工学部 講師 (平15.4)			○	××××委員会	4日	
6	基(主 専)	准教授	フリカナ 野原 〇〇 <平成〇年4月>	43	修士 (工学)	480	◆◆◆◆◆	○	2通	4	1	△△弁理士事務所 (平12.4) △△弁理士事務所 (平12.4)	○				5日 4日	
7	基 (専)	准教授	フリカナ 大林 〇〇 <平成〇年4月>	46	工学修士	500	□□□□□ ◎◎◎◎◎◎ ▲▲▲▲▲▲ ◇◇◇◇◇◇	○	1前 2後 3通 3後	2 2 4 2	1 1 2 1	お台場大学 工学部 准教授 (平5.4)	○				申請学部等に従事する週あたり平均日数を記入。申請学部等以外に常勤の職 がある場合は、2段書きにして、下段にその勤務日数を記入	
	その他	講師	フリカナ 大林 〇〇 <平成〇年4月>	45	工学修士	200	□□□□□		1前	2	1				○	□□		
8 ①	他	講師	フリカナ 八須賀 〇〇 <平成〇年4月>	59	修士 (法律学)	400	△△△△△ ※ ××××××	○	1後 2後	0.3 2	1 1	桜田大学 工学部 講師 (平22.4)		○			4日	
8 ②	基 (主 専)	講師	フリカナ 西菌 〇〇 <平成〇年4月>	45	完成年度前に退職する教 員の後任として新規採用 される教員は、退職する 教員と同一の調査番号で 「①」「②」と枝番を記入		△△△△△ ※ ××××××	○	1後 2後	0.3 2	1 1	東都学術総合研究所 主任研究員 (平13.4)			○	△△会議	4日	
9	基 (専)	助教	フリカナ 猪上 〇〇 <平成〇年4月>	34	修士 (工学)	400	□□□□□ ○●●◎◎Ⅰ (□□) ○●●◎◎Ⅱ (××) ○●●◎◎Ⅲ (◇◇)		1通 2前 3後 4前	2 2 2 2	2 1 1 1	日本橋大学 工学部 講師 (平11.9) 特定非営利活動法人◎◎ 会 理事 (平20.4)			○		4日 2日	日本橋大学工学部 「基（主専）」
10	実基 (他)	教授	フリカナ 谷川 〇〇 <平成〇年4月>	60	工学博士	590	〇〇〇〇〇 ××××× □□□□□【企業連 携】	○	1・2通	4 4 2	2 2 1	調布大学 工学部 助教 (平28.4)	○		○	△△会議	5日	
11	実み基 (専)	講師	フリカナ 内田 〇〇 <平成〇年4月>	35	博士 (工学)	400	●●●●● ×××××【隔年】 ◇◆◇◆◇◆	「企業等と の連携によ る授業科目 を開設する 場合は」科	1 2 4	1 2 4	1 1 2	お台場大学 工学部 教授 (平3.4)		○			5日	

<作成例>

別記様式第3号・別添

(用紙 日本産業規格A4縦型)

実務家教員一覧

(工学部〇〇課程)

番号	調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	実務経験年数	実務経験の概要 (時期・勤務先・役職名・主な職務内容等)
1	10	実基 (主 専)	教授	・・・ 〇〇 〇〇 <平成〇年4月>	20年10月	昭和〇〇年4月～平成〇〇年3月 〇〇〇機械工業(株) 開発職
2	11	実基 (主 専)	教授		年 月	
3	12	実基 (主 専)	教授		年 月	
4	13	実基 (専)	准教授		年 月	
5	14	実基 (専 他)	准教授		年 月	
6	15	実基 (専)	講師		年 月	
					年 月	

※ 専門職大学院，臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学関係学部等，教員養成関係学部等，連続した教育課程を設ける工学に関する学部の設置の場合に添付

< 作成例 A >

基幹教員一覧（専攻担当教員）

〇〇大学工学部〇〇〇課程

専攻分野	個人調査番号	職名 < 専・実 >	保有学位	氏名（年齢） < 就任予定年月 >	担当授業科目名	備考
機械工学専攻	1	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	機械 太郎（55） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 ◆◆◆◆ △△△△	
	2	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	機械 次郎（53） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 ◆◆◆◆ △△△△	
	3	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	機械 三郎（51） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 ◆◆◆◆ △△△△	
	4	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	機械 四郎（49） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 ◆◆◆◆ △△△△	
	5	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	機械 五郎（47） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 ◆◆◆◆ △△△△	
	6	准教授 < 基（専） >	博士 （工学）	機械 六郎（44） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 ◆◆◆◆ △△△△	
	7	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	機械 七郎（40） （令和〇年4月）	〇〇〇〇学概論 ◆◆◆◆【企業連携科目】 △△△△	
		教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	機械 八郎（35） （令和〇年4月）	〇〇〇〇学概論 〇〇〇〇学 〇〇〇〇	
電気電子専攻	9	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	電気 一郎（55） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 〇〇〇〇学 〇〇〇〇	
	10	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	電気 次郎（53） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 〇〇〇〇学 〇〇〇〇	
	11	教授 < 基（主専） >	博士 （工学）	電気 三郎（51） （平成〇年4月）	〇〇〇〇学概論 〇〇〇〇学 〇〇〇〇	

別途提出される「学部」の専任教員一覧の個人調査番号と突合できるように番号をあわせる

課程におかれる専攻すべてに担当教員がいることを確認。

以下略

2 学部等連係課程実施基本組織等を設置する場合（大学設置基準第 41 条，大学院設置基準第 30 条の 2，短期大学設置基準第 3 条の 2）

大学設置基準第 41 条に定める学部等連係課程実施基本組織，大学院設置基準第 30 条の 2 に定める研究科等連係課程実施基本組織，短期大学設置基準第 3 条の 2 に定める学科等連係課程実施基本組織の設置等を検討している申請者は，制度定着までの当面の間，申請書の作成前に大学設置室へ御相談いただくよう，お願いしております。そのため，認可申請又は届出に当たっては，これらの時間的猶予を十分考慮した上で御相談いただきますよう，お願いします。

なお，御相談に当たっては，構想の概要及び具体的な相談事項等を明確にした上で，御相談ください。

設置に当たり，学位の種類及び分野の変更を伴う場合には認可申請が，変更を伴わない場合には届出がそれぞれ必要となります。届出による設置を行う場合，届出前に届出の要件を満たしているか，事前に大学設置分科会運営委員会の事前相談に諮っていただくようお願いいたします。WE B 相談等の機会を利用する場合は，効率性の観点から，必ずお手元に学部等連係課程実施基本組織の留意事項に触れた施行通知の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）（元文科高第 328 号令和元年 8 月 13 日）」（以下、「施行通知」と言う。）を御準備の上で御相談ください。

（参考：施行通知掲載 URL）

https://www.mext.go.jp/content/20200709-mxt_daigakuc03-100001506_1.pdf

また，申請・届出を検討している者は，事前相談や WE B 相談の前に，施行通知を熟読の上，予め構想を検討しておいてください。

以下は，学部等連係課程実施基本組織等の編成における，主な注意点を記載しております。

【書類作成上の注意点】

はじめに

学部等連係課程実施基本組織等は，横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって，教育研究に支障がないと認められる場合には，当該大学におかれる 2 以上の学部等との緊密な連係及び協力の下，当該 2 以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織を置くことができるものです。ついては，各種申請書類においては新たに設置される学部等連係課程実施基本組織等だけでなく，当該大学におかれる 2 以上の学部等の教育研究に支障が無いことについても，十分な説明が必要となります。

提出する書類の記載方法は所定様式の記載例にならいつつ，学部等連係課程実施基本組織等において記載方法が異なる点を以下に記載します。

<<基本計画書（別記様式第 2 号（その 1 の 1）>>

（１）「計画の区分」の欄について

① 学部等連係課程実施基本組織等を設置する場合は，計画の区分欄に「〇〇連係課程実施基本組

組織（〇〇の設置 ※学部，大学院，短期大学に応じて改変）」と記載するとともに，「新設学部等の概要」の備考欄にも「〇〇連係課程実施基本組織等」を明記してください。

（２）「新設学部等の概要」の欄について

- ① 学部等連係実施基本組織等の連係協力学部等となっている学部・学科等の情報を記載するとともに，その下段には，学部等連係実施基本組織等に割り当てた定員数を記載してください。
- ② 計の欄は「－」と記載してください。

（３）「教員組織の概要」の欄について

- ①「新設分」には学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等となる学部学科等および学部等連係課程実施基本組織を全て記載し，当該欄の基幹教員（大学院の場合は「専任教員」。以下同じ。）の記載は，学部等連係課程実施基本組織のみに従事する基幹教員の数を「＜＞」に，学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等を兼ねる基幹教員の数は「【】」に記載してください。
「計」の欄には，学部等連係課程実施基本組織に関わる基幹教員数を記載してください。
- ②「既設分」には学部等連係課程実施基本組織等の連係協力学部等となる学部学科等を含めたその他の学部学科等を全て記載してください。学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等を兼ねる基幹教員の数は「【】」に記載してください。

<<設置の前後における学位当及び基幹教員の所属の状況>>

届出による設置の場合のみ作成。本書 p.88 の記載に準じてください。

<<基礎となる学部等の改変状況>>

届出による設置の場合のみ作成。本書 p.89 の記載に準じつつ，新設の学部等連係課程実施基本組織等の連係協力学部等となる組織の設置に至るまでの組織の改編状況を，組織ごとに設置認可された学部等または研究科等まで遡って記載してください。

<<教育課程等の概要>>

本書 p.91 の記載に準じてください。新設の学部等連係課程実施基本組織等の教育課程等の概要を添付するだけでなく，連係協力学部等ごとの教育課程等の概要も作成して提出してください。

<授業科目の概要>>

本書 p.98 の記載に準じてください。

<<シラバス（授業計画）の概要>>

本書 p.99 の記載に準じてください。

<<校地校舎等の図面>>

本書 p.109 の記載に準じつつ，学部等連係課程実施基本組織等の連係協力学部等となる組織の施設・設備を相当程度利用していることが分かるよう記載を工夫してください。届出においては本書類の作成は不要ですが，「設置の趣旨等を記載した書類」の施設，設備等の整備計画の項目にて，学部等

連係課程実施基本組織等が連係協力学部等となる組織の施設・設備を相当程度利用することを説明してください。

<<学則>>

本書 p.110 の記載に準じてください。なお、学部等連係課程実施基本組織等の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織等ごとに学則で定めるものとされているので留意してください。

<<教授会規程>>

本書 p.110 の記載に準じてください。

<<意思の決定を証する書類>>

本書 p.111 の記載に準じてください。

<<設置の趣旨等を記載した書類>>

本書 p.112 の記載に準じつつ、作成時には施行通知の内容も踏まえ、以下の点に留意してください。

- ① 教育課程が、横断的な分野に係る教育課程であること。
- ② 既設の学部等を実質的に廃止若しくは改組することを目的としていないこと。
- ③ 多数若しくは大規模な学部等連係課程実施基本組織等を設置することにより、教育研究に支障が生じないこと。
- ④ 横断的な分野に係る教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ連係協力学部等のごとの学部等連係実施基本組織等の収容定員の内訳、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任その他横断的な分野に係る教育課程の実施のために必要な基本的な方針を明らかにしていること。
- ⑤ 収容定員は連係協力学部等の収容定員の内数として明確にしていること。（※学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による分野から内数とするのは適切ではない）
- ⑥ 連係協力学部等の教員組織、施設・設備を相当程度利用すること。また教育の質保証の観点から、個々の教員の従事比率（エフォート）の管理等を通じて、教員の教育研究に支障が生じることが無いよう、適切な措置が講じられていること。また必要に応じて関連する学内規定を添付すること。
- ⑦ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが、一貫した理念のもとに定められていること。
- ⑧ 学部等連係課程実施基本組織等を卒業又は修了した者に対する学位授与については、連係協力学部等の卒業又は修了した者に対する通常の学位と区別して、当該課程の実施主体や性格が明らかになるよう適切な方式とすること。

<<学生の確保の見通し等を記載した書類>>

本書 p.144 の記載に準じてください。

<<教員名簿[学長又は校長の氏名等]>>

本書 p.155 の記載に準じてください。

<<学長の教員個人調書>>

本書 p.173 の記載に準じてください。

<<教員名簿[教員の氏名等]>>

本書 p.158 の記載に準じてください。なお、学部等連係課程実施基本組織等の名簿だけでなく、連係協力学部等の数だけ名簿を添付してください。

<<基幹教員の年齢構成・学位保有状況>>

本書 p.168 の記載に準じてください。なお、学部等連係課程実施基本組織等だけでなく、連係協力学部等の数だけ当該資料を添付してください。

<<基幹教員の教員個人調書>>

本書 p.173 の記載に準じてください。届出において本書類の作成は不要です。

【補足資料】

<<専任教員一覧>>

大学院修士課程又は博士課程に関する認可申請及び届出の場合は作成が必要です。本書 p.216 の記載に準じてください。なお、大学院においては研究領域毎に一人以上の研究指導教員を置くことが必要となるため、その点も留意してください。

※ 本手引において用いる「実務家教員」は、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年 6 月 28 日文科科学省令第 6 号）」第 2 条 1 項第 1 号に定める「実務の経験を有する教員」とは定義が異なりますので御留意ください。

設	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	<0> 【7】 (7)	<0> 【3】 (3)	<0> 【2】 (2)	<0> 【1】 (1)	<0> 【13】 (13)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	<0> (0)	<0> (0)	<0> (0)	<0> (0)	<0> (0)		
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	計（a～d）	<1> 【7】 (8)	<1> 【3】 (4)	<0> 【2】 (2)	<1> 【1】 (2)	<3> 【13】 (16)		
分	計	<1> 【7】 (8)	<1> 【3】 (4)	<0> 【2】 (2)	<1> 【1】 (2)	<3> 【13】 (16)	<2> 【1】 (3)	<0> 【6】 (6)
既	工学部 電気電子工学科	8 (7)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	14 (13)	4 (4)	5 (5)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (4)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	8 (6)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	2 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (4)		
	小計（a～b）	7 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	11 (10)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)		
	計（a～d）	8 (7)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	14 (13)		
	機械工学科	5 (6)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	11 (11)	2 (2)	4 (4)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (7)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	4 (3)		
	小計（a～b）	5 (6)	3 (2)	1 (1)	1 (1)	10 (10)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)		
	計（a～d）	5 (6)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	11 (11)		
	材料工科	6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	3 (3)	6 (6)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (3)		
	小計（a～b）	5 (5)	2 (3)	1 (1)	0 (0)	8 (9)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)		
	計（a～d）	6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)		
	土木建築工学科	5 【4】 (5)	1 【1】 (1)	2 【1】 (2)	1 【1】 (1)	9 【7】 (9)	2 【0】 (2)	3 【3】 (3)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	3 【0】 (3)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	4 【0】 (4)		

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人

設							
	小計（a～b）	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	7 【0】 (7)	
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	4 【4】 (4)	1 【1】 (1)	1 【1】 (1)	1 【1】 (1)	2 【0】 (2)	
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	
	計（a～d）	5 【4】 (5)	1 【1】 (1)	7 【1】 (2)	7 【1】 (1)	9 【7】 (9)	
	計	24 【4】 (24)	11 【1】 (10)	6 【1】 (5)	3 【1】 (3)	44 【7】 (43)	11 【0】 (11)
	経済学部 経済学科	8 【3】 (7)	4 【2】 (4)	1 【1】 (1)	1 【0】 (1)	14 【6】 (13)	4 【1】 (4)
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	5 【0】 (4)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	1 【0】 (1)	3 【0】 (3)	
	小計（a～b）	5 【0】 (4)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	1 【0】 (1)	8 【0】 (7)	
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	3 【3】 (3)	2 【2】 (2)	1 【1】 (1)	0 【0】 (0)	6 【6】 (6)	
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	
	計（a～d）	8 【3】 (7)	4 【2】 (4)	1 【1】 (1)	1 【0】 (1)	14 【6】 (13)	
分	経営学科	7 (7)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	13 (13)	2 (2)
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (4)	
	小計（a～b）	5 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	10 (10)	
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	
	計（a～d）	7 (7)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	13 (13)	
	計	15 【3】 (14)	7 【2】 (7)	3 【1】 (3)	2 【0】 (2)	27 【6】 (26)	6 【1】 (6)
	合計	47 (47)	22 (22)	11 (11)	7 (7)	87 (87)	20 (20)
	職種	専属			その他		計
事務職員		25 (23)			10 (9)		35 (32)
技術職員		2 (2)			0 (0)		2 (2)
図書館職員		1 (1)			2 (2)		3 (3)
その他の職員		1 (1)			0 (0)		1 (1)

指 導 補 助 者			5 (3)			0 (0)			5 (3)				
計			34 (30)			12 (11)			46 (41)				
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計		借用面積： 15,000㎡ 借用期間： 25年	
	校 舎 敷 地		135,000㎡		0㎡		0㎡			135,000㎡			
	そ の 他		25,000㎡		0㎡		0㎡			25,000㎡			
	合 計		160,000㎡		0㎡		0㎡			160,000㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
			105,000㎡ (105,000㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)			0㎡ (0㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		65 室		教 員 研 究 室			100 室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 学術雑誌 1,200冊 〔200冊〕
			30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔600〕 6,000〔400〕		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)	
	計		30,000〔2,000〕 (25,000〔1,500〕)		8,000〔600〕 6,000〔400〕		2,000〔300〕 (1,500〔250〕)		500〔50〕 (300〔30〕)		9,000 (8,000)	50 (50)	
	スポーツ施設等		スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			大学全体	
			2,500㎡			320㎡			120㎡				
経費 の見 積り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	届出学科全体			
		教員 1 人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－ 千円	－ 千円				
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－ 千円	－ 千円				
		図 書 購 入 費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－ 千円	－ 千円				
		設 備 購 入 費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－ 千円	－ 千円				
	学生 1 人当り 納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次					
			1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－ 千円	－ 千円					
	学生納付金以外の維持方法の概要		資産運用収入， 雑収入 等										
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		霞が関大学										
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地			
	工学部		年	人	年次 人	人		倍		東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号			
	電気電子工学科		4	60	－	240	学士（工学）	1.01	平成5年度				
	情報工学科		4	60	－	240	学士（工学）	0.99	平成5年度				
	材料工学科		4	60	－	240	学士（工学）	0.98	平成5年度				
	土木建築建築工学科		4	60	－	240	学士（工学）	1.05	平成24年度				
	経済学部									東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号			
	経済学科		4	100	－	400	学士（経済学）	1.02	平成5年度				
	経営学科		4	100	－	400	学士（経済学）		平成5年度				
附属施設の概要			該当なし										

- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については，専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。

3 「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。

4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

7 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

研究科で2連携協力組織から1研究科等連携課程組織を作る場合

別記様式第2号（その1の2）

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

基本計画書

[illegible]

